

周南地区衛生施設組合同規約

(昭和45年1月12日規約第1号)

第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、周南地区衛生施設組合（以下「組合」という。）という。

(組織)

第2条 組合は、下松市、光市及び周南市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 関係市の区域（周南市にあっては、平成15年4月20日における徳山市及び熊毛町の区域。以下「旧徳山市及び旧熊毛町の区域」という。）における火葬場施設の設置、管理及び経営に関する事務。ただし、関係市の既設の火葬場施設に関するものを除く。
- (2) 関係市の区域におけるごみ焼却施設の設置、管理及び経営に関する事務。ただし、関係市の既設のごみ焼却施設に関するものを除く。

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、下松市大字河内340番地に置く。

第2章 組合の議会

(議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、6人とし、関係市の定数は、それぞれ2人とする。

(議員の選挙)

第6条 組合議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 関係市の長（組合の事務所の所在する市（以下「組合事務所所在市」という。）の長を除く。以下同じ。）
- (2) 関係市の議会において当該議会の議員のうちから選挙された者

2 組合議員に欠員を生じたときは、当該組合議員が関係市の長である場合はその職務代理者をもって充て、当該組合議員が関係市の議会の議員である場合は、その組合議員の属する関係市の議会において、直ちに組合議員を選挙しなければならない。

(議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、関係市の長及び関係市の議会の議員の任期とする。

2 組合議員が、関係市の長及び関係市の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

(議長及び副議長)

第8条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければ

ならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第3章 組合の執行機関

(執行機関の組織)

第9条 組合に組合長、副組合長及び会計管理者各1人を置く。

2 組合長は、組合事務所所在市の長をもって充てる。

3 副組合長は、組合事務所所在市の副市長をもって充てる。

4 会計管理者は、組合事務所所在市の会計管理者をもって充てる。

(補助職員)

第10条 前条第1項に定める者を除くほか、組合に職員を置き、組合長がこれを任免する。

2 前項の職員の定数は、条例で定める。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、組合長が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから、各1人を選任する。

(監査委員の任期)

第12条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うものとする。

第4章 組合の経費

(経費の支弁の方法)

第13条 組合の経費は、関係市の負担金、財産より生ずる収入、使用料及びその他の収入をもって充てる。

2 前項に定める関係市の負担金の額は、第3条第1号の事務については人口割（周南市は、旧徳山市及び旧熊毛町の区域の人口による。）により、同条第2号の事務については人口割及び搬入量割により按分する。

第5章 雑則

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は組合の議会の議決を経て別に定める。

附 則

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和46年1月7日規約第1号）

この規約は、規約改正の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和51年11月10日規約第1号）

この規約は、規約改正の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日規約第1号）

この規約は、規約改正の許可のあった日から施行する。

附 則（平成3年11月26日規約第1号）

この規約は、山口県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成7年10月1日規約第1号）

この規約は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成14年10月11日規約第1号）

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月14日規約第1号）

この規約は、平成15年4月21日から施行する。

附 則（平成15年4月21日規約第2号）

この規約は、平成15年4月21日から施行する。

附 則（平成16年10月1日規約第1号）

この規約は、平成16年10月4日から施行する。

附 則（平成19年3月27日規約第1号）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月9日規約第1号）

この規約は、山口県知事の許可のあった日から施行する。